

## ○獵銃等販売事業の許可について（照

会）

〔昭和四十七年三月十七日 工第〇〇〇〇号  
通商産業省重工業局航空機武器課長あて〇〇県商工部長〕

このことについて、獵銃等販売の事業許可申請があつた場合において、武器等製造法第十九条第二項において準用する同法第五条第一項第二号および第五号の規定に適合していると認めるときは、許可をしなければならぬとされているが、当該申請会社の役員に下記のような違反事実があり、罰金刑に処せられし者である場合、許可することの可否について御教示くださるようお願いいたします。

記

一 昭和〇〇年〇〇月〇〇日確定 公職選挙法違反

罰金 二万円 追徴金 七千円

二 罰名および罰条

公職選挙法違反同法第二百二十一条第一項第四号第一号

刑法第六十条

## 獵銃等販売事業許可について（回答）

〔昭和四十七年八月二十二日  
〇〇県商工部長あて 通商産業省重工業局航空機武器課長〕

昭和四十七年三月十七日付け工第〇〇〇〇号により照会のありました上記の件につきましては、下記のとおり回答します。

記

一 武器等製造法第十九条第二項で準用する同法第五条第一項第五号ハの規定は、主として公共の安全の確保を目的としているものと考えられる。従つて、その「情状」については他の法令の規定に違反した内容が獵銃等販売事業者としての適格性（例えば公共の安全の維持、危険物の保持に関する規定の遵守、正常な精神を有すること等）に反するものであるかを判断し、それに基づいて「不適当な者」であるかを決定すべきであると考ええる。

二 貴県から照会のあつた件については、その違反した法令の規定（公職選挙法）の目的は武器等製造法の目的と直接の類似性はないが、公職選挙法第二百二十一条は買収及び利害誘導に関する罪であり、その犯罪は悪質なものと考えられる。従つて、同条項の違反者は一般的には遵法精神に欠けるところがあり、獵銃等販売事業者としては、不適当なものであると推定し得るものと考え

る。しかし、なお本件に関する判定に当つては違反した事案の具  
体的内容、罰金刑を課せられた事情等を詳細に検討の上、本法の  
趣旨に沿うよう措置して下さい。

---